

○蕨市水道事業における鉛製給水管取替工事助成金交付要綱

平成25年3月25日水道部企業管理要綱第1号

改正

平成26年2月18日水管要綱第1号

平成26年11月11日水管要綱第4号

令和2年4月1日水管要綱第2号

蕨市水道事業における鉛製給水管取替工事助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で行われる鉛製の給水管（以下「鉛管」という。）の取替工事に対し、蕨市鉛製給水管取替工事助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、当該工事の促進を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に資することを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、市内に鉛管を使用した建築物を所有し、次条に定める助成の対象となる工事を行う者であって、水道料金を完納しているものとする。

(助成の対象工事)

第3条 助成の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、鉛管を鉛管以外の給水管に取り替える工事（官公署が行う工事及び建築物の新築に伴う工事を除く。）とする。この場合において、敷地内に複数の水道メーターがあるときは、当該水道メーターが附属する給水装置ごとに対象工事とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条に規定する対象工事1件につき、対象工事に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、25,000円を限度とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、蕨市鉛製給水管取替工事助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、蕨市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第6条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上その適否を決定し、適当と認めるときは蕨市鉛製給水管取替工事助成金交付決定通知書（様式第2号）

により、不相当と認めたときは蕨市鉛製給水管取替工事助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査は、水道部調査調書、給水管理図等により行う。ただし、蕨市水道部の職員が現地で鉛管を確認した場合は、この限りでない。

（変更等の申請）

第7条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、対象工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに蕨市鉛製給水管取替工事助成金変更等申請書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

（助成金の変更等の承認等）

第8条 管理者は、前条の規定による変更等の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上その適否を決定し、相当と認めたときは蕨市鉛製給水管取替工事助成金変更等承認通知書（様式第5号）により、不相当と認めたときは蕨市鉛製給水管取替工事助成金変更等不承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（完了の報告）

第9条 交付決定者は、対象工事が竣（しゅん）工したときは、蕨市鉛製給水管取替工事竣工報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- （1） 対象工事の施工状況及び完成が確認できる写真
- （2） 対象工事の代金に係る領収書の写し
- （3） 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第10条 管理者は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類を審査の上その適否を決定し、適正と認めたときは、助成金の額を確定し、蕨市鉛製給水管取替工事助成金交付確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第11条 交付決定者は、前条の規定による交付確定の通知を受けたときは、蕨市鉛製給水管取替工事助成金請求書（様式第9号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定等の取消し及び助成金の返還）

第12条 管理者は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定若しくは交付確定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還

させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定若しくは交付確定又は助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容に違反したとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
(令和2年度から令和4年度までに交付する助成金の特例)
- 2 令和2年度から令和4年度までにおいて助成金の申請があった場合における第4条の規定の適用については、同条中「2分の1」とあるのは「4分の3」と、「25,000円」とあるのは「45,000円」とする。

附 則 (平成26年2月18日水管要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年11月11日水管要綱第4号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行前に、この要綱による改正前の蕨市水道事業における鉛製給水管取替工事助成金交付要綱の規定によってした手続その他の行為であって、この要綱による改正後の蕨市水道事業における鉛製給水管取替工事助成金交付要綱の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした手続その他の行為とみなす。

附 則 (令和2年4月1日水管要綱第2号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。